

通知を受けた争議行為の実施内容を公表します

労働関係調整法第 37 条第 1 項と労働関係調整法施行令第 10 条の 4 第 1 項の規定に基づいて、電気通信産業労働組合から、以下のとおりストライキ等の争議行為を行う旨の通知がありましたので、同条第 4 項の規定に基づいてお知らせします。

1 開始日

平成 28 年 9 月 30 日以降

2 場所

上記組合の組合員が従事する別記の職場

3 要求事項

賃金制度の改定等

平成 28 年 9 月 23 日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

別 記

青	森	県	株式会社 N T T 東日本一東北
宮	城	県	株式会社 N T T 東日本一東北
福	島	県	株式会社 N T T 東日本一東北
東	京	都	東日本電信電話株式会社